

公共労速報 No.226

2015年12月18日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL 03-3872-6175

12月21日のストライキは中止 再度、職場で要求を練りあげ、闘いを大いに盛り上げて春闘を万全に闘おう！

公共労は12月18日に理事者と秋闘第2回団交を行いました。残念ながら、秋年末要求に対し明確な前進回答は得ることはできませんでした。しかし、各病院でストライキをしっかり構えていたことがプレッシャーを与え、第1回目団交の「国に準ずる」一辺倒の回答から、「問題意識は持っている。引き続き協議をする」と言わせるまでに押し戻すことができました。佐々木委員長は「春闘でも同じ回答しか出ないならストを決行する。」と宣言し、今回のストライキは中止することを理事者に申し渡しました。



昇格基準の扱いについて

公共労「経験年数が来ても昇格されなかったケースがある。」

理事者「経験何年で昇格できるという規定は、欠格条項がない限り昇格が基本」

長期休日期間における休日給の支給割合を100分の160にすることについて

理事者「提案の割合にすることは考えていないが、春闘で引き続き協議をしていく」

緊急呼出手当の増額について

理事者「待機の評価と合わせて、実態を把握したうえで検討していきたい」

看護師の3級昇格の時期を早めることについて

公共労「医療二に追い抜かれることに看護師は怒りを感じている。春闘で改めて闘う」

理事者「その思いはきちんと受け止めたい」

月8日の夜勤協定遵守と9回以上夜勤の加算額の増額について

公共労「9回、10回夜勤をやっている人は心身ともにギリギリの状態。いつまでこれがつづくか先が見えない不安で離職の可能性もある。せめて加算額を増やし、本部として8回以内夜勤を守らせるという姿勢を見せてほしい。」

理事者「月8日以内は当然で、努力はしている。今でも加算額は国より多いから、増額はできない」

公共労「各病院と個別に月8回夜勤協定を結びたいと思う。」

理事者「病院ごと労使の協議はできるだろう。支部から話が来たら検討するよう言う」

年休取得率向上と年休の計画付与の協定について

公共労「年休は年休として取得をさせてほしい。特に看護師は年休の請求がしにくい状態にある。むりやりにでも取らせる方向で検討してほしい」

理事者「各病院状況が違うので一律に計画年休はできない。意見は承っておく。」

他にも、放射線取扱手当、早出手当、
人事評価などについて交渉をしました。

給与改定についての提案

関東中央病院の賃金カット、一時金カットは絶対に認められない！！

理事者から給与改定についての提案がありました。その内容は、1. 平成 27 年度の給与改定、2. 平成 27 年 12 月期期末・勤勉手当の支給割合の改定、3. 平成 28 年度の給与改定について、でした。いずれも人事院のプラス勧告通りの改定であり、平成 27 年度についての給料表の改定による差額、地域手当の見直しによる差額分が平成 27 年 4 月から遡及されて支給されるという当然の提案です。

関東中央病院だけは賃金カット？！

しかし、不当なことに、関東中央病院については経営状況が悪いということを理由に、遡及支給なし。平成 27 年 12 月期期末・勤勉手当も人事院勧告通りにいけば 0.1 ヶ月のプラスが見込まれますが、これも関東中央病院については適用しないという提案です。また平成 28 年度の給与改定で本来地域手当の支給割合が増えるはずのところを、これも関東中央病院は据え置き（増額の提案なし）。

関東中央病院の職員はまじめに働いています。経営悪化の責任は何一つないにも関わらず、職員に賃金カットという形で、経営の失敗の責任を押し付けることは断じて許せません。

来年 1 月に再度本部団交 一病院だけの問題ではない！ 公共労としてこの不当行為を断じて許さない！！

この不当な提案に対して、公共労として協定を結ぶわけにはいきません。理事者側は、なんとか今年度内には決着をつけたいと言っていますが、今回は提案を受けるだけということにし、来年 1 月に緊急に本部団交を持つことにしました。佐々木委員長は「1 月にも同じ提案ではハンコは押せない。協定できるような内容の提案をしてほしい。」と念を押しました。

関東中央病院支部の闘い

支部では支部団交で追及することはもちろん、別途組合として病院長に説明を求め、2 時間にわたり懇談。院長に「全部私の責任だ」と謝罪させました。しかし、院長以外の経営を悪化させた当時の幹部にはお咎めなし。本部の任命責任も追及していきたいとしています。